

## 【意見】

私は当場所で毎日、スケボーをしております。ここでスケボーをさせて頂ける事に日々感謝しております。

その上で、おひとつ御要望が御座います。

私達は普段、スケボーを練習する時、スケボーのセクションを使っております。しかしながら、毎度、自宅から運び、持って帰る事になっており、セクションを持っている人が来れない時は、他の人が練習したくても、出来ない現状になっております。

そこで要望は、スケボー利用可能なエリアの近く（場所はどこでも構いません）にスケボーのセクションを置いても良いエリアを確保して頂けないでしょうか。

勿論、もしこれらを使ってのケガ等が発生した場合は自己責任とし、こちらを利用する誰もが使って良いという形にしたいと考えております。

広範囲の確保を希望はしませんので、ご検討の方を宜しくお願い致します。

男性20代：市内在住

## 【回答】

利南運動公園は、競技スポーツの振興のみならず、市民の憩いの場として子どもから高齢者まで、多世代の市民に安心かつ安全に利用していただける施設と位置づけています。

公園内のスケートボードの利用につきましては、オープン直後は、他市町村の多くの公の施設と同様に、施設の損耗や他の利用者への影響等を考慮し、想定していませんでした。しかし、公園内でスケートボードをする人が散見されるようになり、施設管理用のコーンや縁石の損傷、騒音による苦情などが寄せられる一方で、市では、スケートボード利用者に何とか練習場所を確保したいと考え、施設内のスペースやルールについて検討を重ね、試行として、公園内の一部を条件を付した上でスケートボード(就学児の自転車の練習場所も兼ねる。)の利用可能エリアとして開放した経過があります。

このエリアは、野球やテニスの大会時に臨時駐車場として開放する芝生多目的広場への出入口に当たり、管理作業車の通路でもあります。そのため、定着物を設置する

には馴染まないこと、また、利南運動公園に限らず、テラス沼田をはじめとする公の施設には、私有物を設置することはできないことから、スケートボードの練習用具の設置を認めることはできません。

現在も、多くのスケートボード利用者がルールを遵守し、他の利用者にも気持ち良く施設を使っていただけるよう配慮されていることは承知しているところです。今後も、当該エリアをスケートボード練習場所として開放(試行)を継続していく予定でありますので、ルールを遵守の上、利南運動公園が、安全・安心に利用していただける施設となるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

担当：教育部スポーツ振興課スポーツ振興係